

令和2年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

～新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象となります～

大阪府教育庁私学課

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程）、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒の学資負担者（※）が、勤務先の会社等の経営状況の悪化や傷病に伴う家計急変（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

※児童生徒を扶養親族としている者です。大阪府内に在住する方に限ります。

失職

令和2年1月以降（令和2年度入学生で、令和元（2019）年度に私立小学校・中学校・中等教育学校・高等学校に在籍していなかった場合は平成31（2019）年4月以降）に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により学資負担者が失職し、令和2年4月以降も引き続き失職している場合

→ 失職している期間（令和2年度内）の授業料の全額が減免されます。

<必要な提出書類>

- ◆授業料減免申請書
- ◆倒産・解雇、自営業の廃止による失職を証明する書類
 - ・雇用保険受給資格者証の全ページの写し（離職理由コードが「11（解雇）」であること）
 - ・破産手続開始等の通知書の写し 等
- ◆扶養の状況が確認できる書類
 - ・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書 等

著しい収入減

下記2点をいずれも満たす場合 → 令和2年度の授業料の2分の1が減免されます。

- ① 学資負担者の勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）に伴い、令和2年の総所得金額（見込）が令和元年の総所得金額の2分の1以下に減少していること
 - ② 令和元年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額（※）を超えている場合であり、かつ令和2年の課税総所得金額（見込）が98万円に次の金額を加えた額（※）以下となっていること
 - 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり 33万円
 - 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり 12万円
- ※4人世帯(夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯)の場合、年収めやすは450万円です。

<必要な提出書類>

- ◆授業料減免申請書
- ◆令和元年の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類
 - ・令和2年度市（町村）民税・府民税課税証明書 等
- ◆令和2年の所得（見込み）を証明する書類
 - ・令和2年分源泉徴収票
 - ・給与支給者又は税理士等の第三者による所得（見込）証明書 等
- ◆病気、怪我の事実を証明する書類（学資負担者に病気、怪我があった場合のみ）
 - ・診断書

注意

- ・過去にこの制度による授業料の減免を受けたことがある場合は対象外です。
- ・大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。補助金額のいずれか高い方へ申請してください。
- ・**制度の詳細や必要な提出書類については、学校へお問い合わせください。**

(様式第1号)

授業料減免申請書

令和 年 月 日

学校法人

理事長 様

申請者(学資負担者)

住所 _____

氏名 _____ 印

生徒(児童)との続柄 ()

生徒(児童)名 _____

_____ 学校

_____ 課程 _____ 学年 _____ 組

令和2年度の授業料について、減免されるよう申請します。

○解雇となった(事業を廃止した)理由(著しい収入減の場合はその理由)

()

- (注)
- ①経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等により失職し、減免の対象となった後、再就職された方は、速やかに申し出てください。
 - ②授業料支援補助金を申請された後、この減免助成の適用を受けようとする方は、授業料支援補助金の適用は受けられません。(ただし、どちらか助成金額が高いほうを適用するものとします。)
 - ③本件に係る個人情報については、授業料減免審査のみに使用することとし、大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の申請に必要であるため、大阪府にも提供します。

課税総所得金額等積算書

学校名 _____ 学年・組・番号 _____

生徒氏名 _____ 学資負担者氏名 _____

1. 令和元年中の総所得金額 ① _____ 円

2. 令和元年中の課税総所得金額 ② _____ 円

3. 令和2年中の収入見込額 ③ _____ 円

4-1. 給与所得控除額 ④ _____ 円

収入見込金額	積算	収入見込金額	積算
162.5万円以下	650,000円	360万円超 660万円以下	①の金額×20%+540,000
162.5万円超 180万円以下	①の金額×40%	660万円超 1,000万円以下	①の金額×10%+1,200,000
180万円超 360万円以下	①の金額×30%+180,000	1,000万円超	2,200,000円

4-2. 必要経費 ④' _____ 円

5. 令和2年総所得金額見込 (③ - ④or④') ⑤ _____ 円

6. 所得控除額計 ⑥ _____ 円

(内訳については裏面へ)

7. 推計課税総所得金額

⑤ - ⑥ = ⑦ _____ 円

1,000円未満端数切捨。マイナスの場合は0円とする。

①、②は令和2年度の課税証明書等から転記してください。

次のいずれも満たす場合は、授業料減免補助金の対象となります。

- ・ ⑤が①の2分の1以下であること。
- ・ ②が98万円に次の金額を加えた額を超えており、
⑦が98万円に次の金額を加えた額以下であること。
 - 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
 - 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

(年齢は、②は令和元年12月31日現在、⑦は令和2年12月31日現在)

所得控除額の内訳について

種類	控除額
社会保険料控除	円
小規模企業共済等掛金控除	円
生命保険料控除	円
地震保険料控除	円
医療費控除	円
雑損控除	円
勤労学生控除（該当の場合 26 万円）	円
障害者控除	円
寡婦・寡夫控除	円
特別寡婦控除（該当の場合 30 万円）	円
配偶者控除/配偶者特別控除	円
扶養控除 ※	
一般（16 歳以上 19 歳未満（人数×33 万円））	円
特定（19 歳以上 23 歳未満（人数×45 万円））	円
一般（23 歳以上 70 歳未満（人数×33 万円））	円
老人（70 歳以上のうち、次の「同居老親等」以外の者（人数×38 万円））	円
同居老親等（70 歳以上のうち、父母等で同居している者（人数×45 万円））	円
基礎控除	330,000 円
所得控除額合計	⑥ _____ 円

※ 生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用
年齢は令和 2 年 12 月 31 日現在

令和2年 所得見込証明書

対象者氏名 _____

1. 総所得金額（見込） _____ 円

<内訳>

利子所得 _____ 円

配当所得 _____ 円

不動産所得 _____ 円

事業所得 _____ 円

給与所得 _____ 円

雑所得 _____ 円

一時所得 _____ 円

譲渡所得 _____ 円

2. 所得控除額（見込） _____ 円

3. 課税総所得金額（見込） _____ 円

対象者の所得見込額について、上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

所在地

氏名

印

令和2年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

年度・月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対 応
失職期間	— 11 — 12 — 1 — 2 — 3 — 4 — 5 — 6 — 7 — 8 — 9 — 10 — 11 — 12 — 1 — 2 — 3 — 4 —			
ケース① (令和2年1月以降に失職し、 令和2年4月以降も失職している場合)		○ 失 職 (減免の始期) ————— ● (減免の終期)	▲ (減免の終期)	令和2年度 全免
ケース② (令和2年4月から12月の間に 失職し、翌年度も失職している場合)		● 失 職 (減免の始期) ————— ▲ (減免の終期)		令和2年度 全免
ケース③ (令和3年1月から3月の間に失職し、 翌年度も失職している場合)			○ 失 職	令和2年度 対象外
ケース④ (令和3年1月から3月の間に失職し、 再就職した場合)			○ 失 職 △ 再就職	令和2年度 対象外
ケース⑤ (令和2年4月から12月の間に失職し、 令和3年3月までに再就職した場合)		● 失 職 (減免の始期) ————— ▲ 再就職 (減免の終期)		令和2年度 全免
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、 半免の基準も満たす場合)		○ 失 職 (減免の始期) ————— △ 再就職 (減免の終期) →5月以内	☆令和2年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	令和2年度 半免 補助額 半免>全免
		☆令和2年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	● 失 職 (減免の始期) ————— ▲ (減免の終期) →5月以内	令和2年度 半免 補助額 半免>全免
ケース⑦ (他府県へ転出した場合)		○ 失 職 (減免の始期) ————— □ 他府県へ転出 (減免の終期)		他府県へ転出後は、 対象外
ケース⑧ (他府県から転入した場合)		○ 失 職 ————— ● 他府県から転入 (減免の始期) ————— ▲ (減免の終期)		他府県から転入後は、 対象